

信濃川水系河川整備計画【大臣管理区間】

変更原案・変更案（案）対比表

令和4年6月10日
北陸地方整備局
千曲川河川事務所

赤字:信濃川水系河川整備計画(変更原案)から追記修正

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案(案)
	表紙		表紙
信濃川水系河川整備計画		信濃川水系河川整備計画	
【大臣管理区間】 (変更原案)		【大臣管理区間】 (変更案) (案)	
平成 26 年 1 月 (令和 年 月 変更)		平成 26 年 1 月 (令和 年 月 変更)	
国土交通省北陸地方整備局		国土交通省北陸地方整備局	

赤字:信濃川水系河川整備計画(変更原案)から追記修正

ページ番号	【本文】変更原案	ページ番号	【本文】変更案(案)
98	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第3項 5.砂利採取の規制	98	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 第3項 5.砂利採取の規制
	<p>5. 砂利採取の規制</p> <p>河道の経年的な変化を十分に把握し、砂利採取により河川管理施設等に支障が生じないよう、砂利採取計画の認可の申請があった場合には、適切に審査し許可を行います。</p> <p>6. 地域と連携した河川管理の推進</p> <p>川が「地域共有の公共財産」であるという認識のもと、愛護モニター制度、ボランティア・サポート・プログラムの活用や、流域自治体・市民団体等が地域住民と連携して行う河川清掃活動等への積極的な支援、河川の維持管理や河川調査への住民の参加を促進するなど、「住民参加の河川管理」を通して、河川整備や維持管理の必要性などの認識を深めていただくような取組を推進します。</p> <p>また、住民が参加しやすいような取組の検討を行っていくとともに、持続可能な仕組みづくりについて関係機関との調整を進めています。</p> <p>河道内の樹木については、伐採した樹木の処分費用の削減や資源の有効活用のため、沿川住民へ無償提供するほか、公募型の樹木伐採も行います。</p>  <p>写真 71 住民参加の河川管理</p>	<p>5. 砂利採取の規制</p> <p>河道の経年的な変化を十分に把握し、砂利採取により河川管理施設等に支障が生じないよう、砂利採取計画の認可の申請があった場合には、適切に審査し許可を行います。また、これまで河川工事により掘削していた土砂について、生態系や良好な河川景観等への影響が生じない範囲内で民間事業者等による砂利採取を許可することで、掘削コストの縮減に努め、良質な砂利の有効活用を引き続き推進します。</p> <p>6. 地域と連携した河川管理の推進</p> <p>川が「地域共有の公共財産」であるという認識のもと、愛護モニター制度、ボランティア・サポート・プログラムの活用や、流域自治体・市民団体等が地域住民と連携して行う河川清掃活動等への積極的な支援、河川の維持管理や河川調査への住民の参加を促進するなど、「住民参加の河川管理」を通して、河川整備や維持管理の必要性などの認識を深めていただくような取組を推進します。</p> <p>また、住民が参加しやすいような取組の検討を行っていくとともに、持続可能な仕組みづくりについて関係機関との調整を進めています。</p> <p>河道内の樹木については、伐採した樹木の処分費用の削減や資源の有効活用のため、沿川住民へ無償提供するほか、公募型の樹木伐採も行います。</p>  <p>写真 71 住民参加の河川管理</p>	
	 <p>写真 72 公募による伐採事業</p>	 <p>写真 72 公募による伐採事業</p>	

赤字:信濃川水系河川整備計画(変更原案)から追記修正

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案(案)
104	第6章 信濃川流域における流域治水の取組	104	第6章 信濃川流域における流域治水の取組
第9項 総合土砂管理			第9項 総合土砂管理
<p>信濃川流域では、砂防事業者、ダム管理者、海岸管理者、港湾管理者などとも連携し、流域の源頭部から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量を含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組み、治水上安定的な河道の維持等に努め、健全な流砂系の構築を図ります。</p>			<p>信濃川流域では、砂防事業者、ダム管理者、海岸管理者、港湾管理者などとも連携し、流域の源頭部から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量を含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組み、治水上安定的な河道の維持等に努め、健全な流砂系の構築を図ります。</p>
第6章 信濃川流域における流域治水の取組			第6章 信濃川流域における流域治水の取組
<p>整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要があります。</p> <p>信濃川水系では、令和2年度に「信濃川(信濃川上流)流域治水協議会」、「信濃川(信濃川中流)流域治水協議会」、「信濃川(信濃川下流)流域治水協議会」を設立し、令和3年3月には「信濃川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ、河川管理者が取り組む河川整備を更に加速させるとともに、自治体などの関係者が取り組む雨水貯留施設の整備や、水力発電、農業用水、水道などの水利用を目的とする利水ダムを含めた既存ダムの事前放流等の「氾濫ができるだけ防ぐ・減らすための対策」および、土地利用に関するルールづくり等の「被害対象を減少させるための対策」ならびに、河川管理者、自治体、民間団体などによる水防災教育の普及等の「被害の軽減、早期復旧復興のための対策」を公表したところです。</p> <p>これまで、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づいた「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」により、河川対策に加えて氾濫域での減災対策(ソフト対策)を進めているところでありますが、引き続き、自治体等への支援や流域のあらゆる関係者に信濃川流域のリスク情報などを提供・共有するとともに、流域の多くの関係者が一体となって、実効性のある信濃川水系の「流域治水」を取り組み、防災・減災対策を推進します。なお、必要に応じて、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組を活用します。</p> <p>また、氾濫ができるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用やため池等の雨水の貯留・遊水機能の状況の変化の把握および治水効果の定量的・定性的な評価など、技術的な支援も含めて関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画および効果的な対策の促進に努めるとともに、必要に応じて取組の見直し等も実施します。</p>			<p>整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要があります。</p> <p>信濃川水系では、令和2年度に「信濃川(信濃川上流)流域治水協議会」、「信濃川(信濃川中流)流域治水協議会」、「信濃川(信濃川下流)流域治水協議会」を設立し、令和3年3月には「信濃川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ、河川管理者が取り組む河川整備を更に加速させるとともに、自治体などの関係者が取り組む雨水貯留施設の整備や、水力発電、農業用水、水道などの水利用を目的とする利水ダムを含めた既存ダムの事前放流等の「氾濫ができるだけ防ぐ・減らすための対策」および、土地利用に関するルールづくり等の「被害対象を減少させるための対策」ならびに、河川管理者、自治体、民間団体などによる水防災教育の普及等の「被害の軽減、早期復旧復興のための対策」を公表したところです。</p> <p>これまで、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づいた「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」により、河川対策に加えて氾濫域での減災対策(ソフト対策)を進めているところでありますが、引き続き、自治体等への支援や流域のあらゆる関係者に信濃川流域のリスク情報などを提供・共有するとともに、流域の多くの関係者が一体となって、実効性のある信濃川水系の「流域治水」を取り組み、防災・減災対策を推進します。なお、必要に応じて特定都市河川の指定など、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組を活用します。</p> <p>また、氾濫ができるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用やため池等の雨水の貯留・遊水機能の状況の変化の把握および治水効果の定量的・定性的な評価など、技術的な支援も含めて関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画および効果的な対策の促進に努めるとともに、必要に応じて取組の見直し等も実施します。</p>

赤字:信濃川水系河川整備計画(変更原案)から追記修正

ページ番号	【本文】変更原案	ページ番号	【本文】変更案(案)
106	第6章 信濃川流域における流域治水の取組 第2節 第1項「まちづくり」による水害に強い地域への誘導	106	第6章 信濃川流域における流域治水の取組 第2節 第1項「まちづくり」による水害に強い地域への誘導
第4項 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進		第4項 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進	
信濃川流域では、水田に一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減する取組が進められています。引き続き、農業従事者等関係者の理解の下、関係する実施主体が協働・連携して田んぼダムの普及を進められるよう、技術的な支援を実施します。		信濃川流域では、水田に一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減する取組が進められています。引き続き、農業従事者等関係者の理解の下、関係する実施主体が協働・連携して田んぼダムの普及を進められるよう、技術的な支援を実施します。	
第5項 遊水機能を有する土地の保全		第5項 遊水機能を有する土地の保全	
遊水機能を有する水田等の土地については、将来の気候変動を考慮した治水計画等において活用する場合、土地の開発行為が進行すると、将来の遊水機能が確保できなくなるだけでなく、水害リスクが高い土地への開発誘導を進行させるおそれがあります。		遊水機能を有する水田等の土地については、将来の気候変動を考慮した治水計画等において活用する場合、土地の開発行為が進行すると、将来の遊水機能が確保できなくなるだけでなく、水害リスクが高い土地への開発誘導を進行させるおそれがあります。	
そのため、遊水機能を有する水田等の土地については、遊水機能を継続して保全できるよう、特定都市河川の指定も含め、自治体などの関係機関等と調整を行い、関係者の理解の下に、土地利用規制や災害危険区域に指定できるよう、リスクの提示や遊水効果算出の技術的な支援を行います。		そのため、遊水機能を有する水田等の土地については、遊水機能を継続して保全できるよう、特定都市河川の指定も含め、自治体などの関係機関等と調整を行い、関係者の理解の下に、土地利用規制や災害危険区域に指定できるよう、リスクの提示や遊水効果算出の技術的な支援を行います。	
第2節 被害対象を減少させるための対策		第2節 被害対象を減少させるための対策	
第1項 「まちづくり」による水害に強い地域への誘導		第1項 「まちづくり」による水害に強い地域への誘導	
水害に強い地域への誘導に関する取組として、計画規模や想定最大規模以外にも、中高頻度の外力規模の浸水想定や施設整備前後の浸水想定といった時間軸や多段階の外力規模のハザード情報を、あらゆる機会を捉えて関係機関等へ流域の水災害リスク情報を共有・提供するとともに、浸水被害を軽減・増加させないため、都市計画マスターplanや立地適正化計画により水害に強い地域へ住居等を誘導し、浸水の危険性が高い地域に対し新たに家屋等の建築を行う場合には、自治体の条例に基づき建築の制限を行えるよう、土地利用に関するルールづくりに向けた技術的な支援を行います。		水害に強い地域への誘導に関する取組として、計画規模や想定最大規模以外にも、中高頻度の外力規模の浸水想定や施設整備前後の浸水想定といった時間軸や多段階の外力規模のハザード情報を、あらゆる機会を捉えて関係機関等へ流域の水災害リスク情報を共有・提供し、リスクの提示やリスク評価の技術的な支援を行うとともに、浸水被害を軽減・増加させないため、都市計画マスターplanや立地適正化計画により水害に強い地域へ住居等を誘導し、浸水の危険性が高い地域に対し新たに家屋等の建築を行う場合には、自治体の条例に基づき建築の制限を行えるよう、土地利用に関するルールづくりに向けた技術的な支援を行います。	
また、住まい方の工夫に関する取組として、克雪対策として実施している高床式住まいや、宅地かさ上げ等を、浸水被害の軽減に資する対策としても普及を進めています。		また、住まい方の工夫に関する取組として、克雪対策として実施している高床式住まいや、宅地かさ上げ等を、浸水被害の軽減に資する対策としても普及を進めています。	
 図 53 高床式住まいのイメージ図		 図 53 高床式住まいのイメージ図	
 図 54 宅地かさ上げ状況		 図 54 宅地かさ上げ状況	

赤字:信濃川水系河川整備計画(変更原案)から追記修正

ページ番号	【本文】変更原案	ページ番号	【本文】変更案(案)
107	第6章 信濃川流域における流域治水の取組 第3節 第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及	107	第6章 信濃川流域における流域治水の取組 第3節 第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及
第3節 被害の軽減、早期復旧 復興のための対策		第3節 被害の軽減、早期復旧 復興のための対策	
第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及		第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及	
<p>住民の避難を促すための取組として、流域の関係機関と危機感を共有する流域タイムラインの整備と訓練、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインや地域単位の避難行動計画を定めるコミュニティタイムラインなどの作成への支援を行い、その普及を図っていきます。</p> 		<p>住民の避難を促すための取組として、水害リスク情報の充実を図り、流域の関係機関と危機感を共有する流域タイムラインの整備と訓練、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインや地域単位の避難行動計画を定めるコミュニティタイムラインなどの作成への支援を行い、その普及を図っていきます。</p> 	
<p>写真 84 住民避難を促すための各種タイムライン</p>		<p>写真 84 住民避難を促すための各種タイムライン</p>	
第2項 防災教育等の推進		第2項 防災教育等の推進	
<p>学校教育現場における防災教育の取組を推進するために、防災教育に関する年間指導計画作成支援や水害を対象とした避難訓練の実施に資する情報を教育委員会等に提供し、作成した防災教育に関する年間指導計画に基づいて防災教育講演会等の実施、洪水から身を守るための動画など防災教育に役立つコンテンツの提供を行います。</p> <p>また、防災知識の普及や防災意識の向上を図るために、自治体の避難情報や河川の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進します。</p> 		<p>学校教育現場における防災教育の取組を推進するために、防災教育に関する年間指導計画作成支援や水害を対象とした避難訓練の実施に資する情報を教育委員会等に提供し、作成した防災教育に関する年間指導計画に基づいて防災教育講演会等の実施、洪水から身を守るための動画など防災教育に役立つコンテンツの提供を行います。</p> <p>また、防災知識の普及や防災意識の向上を図るために、自治体の避難情報や河川の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進します。</p> 	
<p>写真 85 学校教育現場における防災教育の取組事例</p>		<p>写真 85 学校教育現場における防災教育の取組事例</p>	
第3項 住民等への情報伝達手段の強化		第3項 住民等への情報伝達手段の強化	
<p>洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、水害リスクラインや川の防災情報等により水位情報やリアルタイムの映像を市町村と共有するための情報基盤の整備を行います。</p> <p>また、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所において、必要に応じて河川監視用CCTVや危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者や住民にリアルタイムで提供していきます。このような情報は、メディアの特性を活用した情報の伝達方策の充実も図っていきます。</p>		<p>洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、水害リスクラインや川の防災情報等により水位情報やリアルタイムの映像を市町村と共有するための情報基盤の整備を行います。</p> <p>また、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所において、必要に応じて河川監視用CCTVや危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者や住民にリアルタイムで提供していきます。このような情報は、メディアの特性を活用した情報の伝達方策の充実も図っていきます。</p>	